

申請から交付までの流れ

別添1

申請前

事業を実施していませんか？

資機材や倉庫の購入、訓練で使用する物品等の購入、マップの作成など
すでに事業を実施していると補助金の交付ができません。事業実施前か確認しましょう。

交付申請

事業を実施する前に、危機管理課へ交付申請をしてください

事業実施の2週間前まで

必要書類	防災資機材の整備	防災訓練の実施	防災倉庫の整備	防災計画の作成
	①交付申請書	①交付申請書	①交付申請書	①交付申請書
	②事業計画書	②事業計画書	②事業計画書	②事業計画書
	③収支予算書	③収支予算書	③収支予算書	③収支予算書
	④事業内訳書	④事業内訳書	④事業内訳書	④事業内訳書
	⑤事業見積書	⑤事業見積書	⑤事業見積書	⑤事業見積書
		⑥訓練事業計画書	⑤仕様書 ※公園等に設置する場合は 設置・管理許可書の写し	

交付決定

危機管理課より「補助金交付決定通知書」が届きます（交付申請から2週間程度）

お手元に決定通知書が届いてから事業を実施してください

事業実施

実績報告

事業実施後に、実績報告をしてください。

必要書類	防災資機材の整備	防災訓練の実施	防災倉庫の整備	防災計画の作成
	①実績報告書	①実績報告書	①実績報告書	①実績報告書
	②収支決算書	②収支決算書	②収支決算書	②収支決算書
	③領収書の写し	③領収書の写し	③領収書の写し	③領収書の写し
	④購入品の写真	④訓練実施報告書	④購入品の写真	④防災計画等（1部）
		⑤購入品・訓練実施時の写真		

※ 領収書の日付が交付決定通知の日付より前の場合、補助金の交付ができませんのでご注意ください

交付確定

危機管理課より「補助金確定通知書」が届きます（実績報告から2週間程度）

交付請求

確定通知書が届いたら、交付請求をしてください。

必要書類	全事業共通
	①交付請求書
	②確定通知書の写し
	③委任状（※市に登録されている口座以外に振込を希望する場合）

補助金の交付

市に登録されている
口座または、委任状
により指定された口
座へ振込いたします